

# 第 1 部 総 則

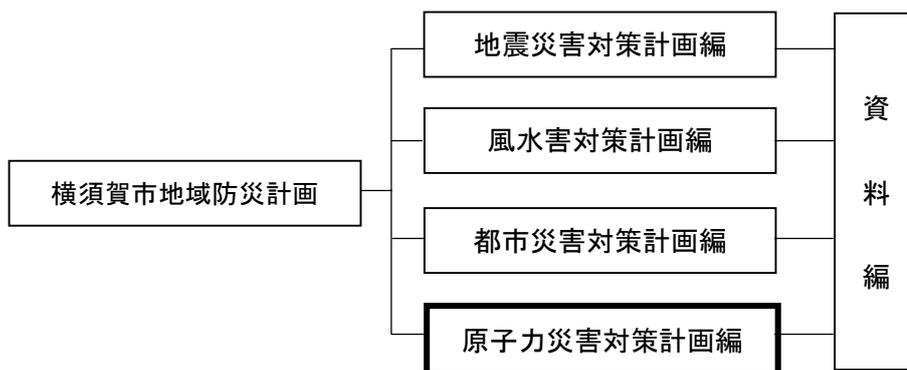
## 第 1 章 計画の方針

### 第 1 節 計画の構成

#### 1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4 編で構成している。

また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。



#### 2 計画の修正

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

#### 3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画「原子力災害対策計画編」（以下「本計画」という。）は、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画との整合性、関連性を有する。

## 第2節 横須賀市地域防災計画「原子力災害対策計画編」の方針

### 1 計画の目的

本計画は、原子力災害発生時における次の対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災業務の遂行によって、市民の生命・身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

#### 【対策】

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下、原災法）に基づき、原子力事業者（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいい、市内及び市外の原子力事業者並びに当該事業者から核燃料物質等の事業所外運搬を委託された者（「当該運搬を委託された者」及び「原子力事業者」を「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬を含む。）により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策

### 2 計画の構成・内容

本計画は、原子力災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごと及び対象施設等ごとに配することにより、各部局の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっている。

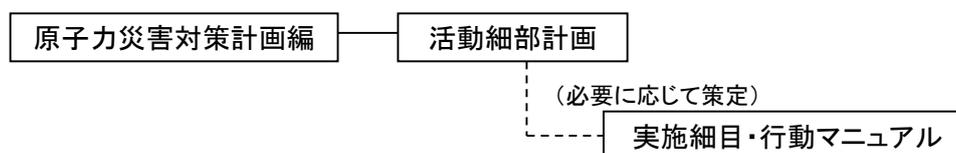
なお、本計画に定めのない事項は、「横須賀市地域防災計画 地震災害対策計画編」に準拠するものとする。

本計画の構成及び主な内容は次のとおり。

構 成	主 な 内 容
第1部 総 則	原子力災害が発生した場合の本市の方針及び災害想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第2部 災害予防計画	被害を未然に防止又は最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民、事業者等が行うべき措置など
第3部 災害応急対策計画	原子力災害発生直後から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策にかかわる体制・措置など
第4部 復旧・復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置
第5部 休止事業者の施設に関する対応	休止事業者の施設に対する管理・検査体制

### 3 活動細部計画

各部局は、本計画に基づく対策の実施に関し、活動細部計画を策定する。  
なお、活動細部計画は随時検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。



### 4 計画の習熟

各部局及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

※この計画中の表記は、分かり易さの観点から原典とは異なっている部分がある。

## 第2章 計画の前提

### 第1節 本計画の対象となる原子力関連施設

本計画の対象となる原子力関連施設は次のとおり。

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「GNF-J」という。）

所在地 横須賀市内川2丁目3番1号

### 第2節 本計画において尊重すべき指針等

本計画の専門的・技術的事項等については、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づくものとする。

### 第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

本市では、GNF-Jに対する原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（以下「原子力災害対策重点区域」という。）を、原子力災害対策指針に規定されている「ウラン加工施設（敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満の加工施設）」のとおりに、以下の範囲とする。

また、当該原子力災害対策重点区域の全てを、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）とする。

所在地	原子力施設の種類	原子力災害対策重点区域に含まれる地域等
内川 2丁目	核燃料加工施設	GNF-Jから半径約500メートル以内の以下の地域 ○内川一丁目（一部） ○内川二丁目 ○内川新田（一部） ○久里浜一丁目（一部） ○佐原四丁目（一部） ○佐原五丁目（一部） ○久村（一部） ○舟倉一丁目（一部） ○舟倉二丁目（一部） ○吉井一丁目（一部）

#### 第4節 災害の想定

G N F - Jからの放射性物質及び放射線の放出形態については、原子力災害対策指針のとおりとする。

また、核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価については、原子力施設等の防災対策について（平成22年8月改訂 原子力安全委員会）のとおりとする。

### 第3章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

#### 第1節 本市が行うべき業務の大綱

横 須 賀 市	<ol style="list-style-type: none"><li>1 防災組織の整備及び育成指導</li><li>2 防災知識の普及及び教育</li><li>3 防災訓練の実施</li><li>4 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備</li><li>5 消防活動その他の応急措置</li><li>6 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li><li>7 県及び関係機関への支援の要請</li><li>8 避難対策</li><li>9 被災者に対する救助及び救護の実施</li><li>10 医療救護活動の実施</li><li>11 国や県が行う緊急時モニタリングに対する協力</li><li>12 風評被害等の影響の軽減</li><li>13 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li></ol>
---------	--

#### 第2節 防災関係機関等の業務の大綱

##### 1 神奈川県

神 奈 川 県	<ol style="list-style-type: none"><li>1 防災組織の整備</li><li>2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</li><li>3 防災知識の普及及び教育</li><li>4 防災訓練の実施</li><li>5 防災施設の整備</li><li>6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備</li><li>7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報</li><li>8 環境放射線の監視及び緊急時モニタリングの実施</li><li>9 関係機関への支援の要請</li><li>10 立入制限、交通規制、その他社会秩序の維持</li><li>11 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援</li><li>12 医療救護活動の実施</li><li>13 災害救助法に基づく被災者の救助</li><li>14 風評被害等の影響の軽減</li><li>15 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li></ol>
---------	---

## 2 指定地方行政機関

関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整</li> <li>2 管区内各県警察の相互援助の調整</li> <li>3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携</li> </ol>
南関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故等発生時の関係地方公共団体等への連絡</li> </ol>
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における生鮮食料品等の供給</li> <li>2 被災地周辺の農林畜水産物等の安全性の確認</li> <li>3 被災農林漁業者等に対する資金の融通の要請</li> <li>4 風評被害等の影響の軽減</li> </ol>
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力</li> <li>2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保</li> <li>3 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営確保</li> <li>4 被災中小企業の振興</li> </ol>
関東運輸局 (神奈川運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 連携災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整</li> </ol>
東京航空局 (東京空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置の実施</li> <li>2 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底</li> </ol>
第三管区海上保安本部 (横須賀海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達</li> <li>2 避難に関する情報の伝達・避難誘導等</li> <li>3 要請に基づく海上における緊急時モニタリングの支援</li> <li>4 船艇、航空機等による救助、救急活動</li> <li>5 要請に基づく地方公共団体等の活動の支援</li> <li>6 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置</li> <li>7 海上における治安の維持</li> </ol>
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象に関する資料・情報の提供等緊急時モニタリングへの支援</li> </ol>
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電波の監理並びに有線電気通信の監理</li> <li>2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導</li> <li>3 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督</li> <li>4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導</li> <li>5 非常通信協議会の育成、指導</li> </ol>
神奈川労働局（横須賀労働基準監督署）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働者の被ばく管理の監督指導</li> <li>2 労働災害調査及び労働者の労災補償</li> </ol>

### 3 指定公共機関

東日本電信電話(株)、 エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ (株)、(株)NTTドコモ	1 電気通信の特別取扱
日本赤十字社 (神奈川県支部)	1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付及び配分 5 その他災害救援に必要な業務
日本放送協会 (横浜放送局)	1 災害状況及び災害対策に関する放送
東日本高速道路(株) (関東支社)	1 高速道路・一般有料道路の保全 2 災害時における緊急交通路の確保
日本通運(株) (横浜支店)	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力 パワーグリッド(株) (藤沢支社)	1 関係機関に対する情報の提供 2 緊急時モニタリング、放射線防護活動等、市及び関係機関 が実施する原子力防災対策への協力
KDDI(株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通
国立病院機構	1 医療班の編成及び派遣 2 災害時における被災患者の搬送及び受入
国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構放射線医学 総合研究所	1 放射線被ばく等による障害の専門的診断又は治療の実施

### 4 指定地方公共機関

バス機関 (京浜急行バス(株))	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
横須賀市医師会 横須賀市歯科医師会 横須賀市薬剤師会	1 医療助産等救護活動 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
放送機関	1 災害状況及び災害対策に関する放送
新聞社	1 災害状況及び災害対策に関する報道
一般社団法人神奈川 県トラック協会	1 災害対策用物資の輸送対策 2 災害時の応急輸送対策

## 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力</li> <li>2 農作物災害応急対策の指導</li> <li>3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋</li> <li>4 被災農家に対する融資のあつ旋</li> </ol>
漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力</li> <li>2 被災組合員に対する融資又は融資のあつ旋</li> </ol>
商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力</li> <li>2 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力</li> </ol>
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災事業者等に対する資金融資</li> </ol>
病院等医療施設の 管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備及び避難訓練</li> <li>2 災害時における収容者の保護及び誘導</li> <li>3 災害時における病人等の収容及び保護</li> <li>4 災害時における被災負傷者の治療及び助産</li> </ol>
横須賀三浦 放射線技師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関における放射線防護の実施</li> <li>2 避難所等における周辺住民等の避難退域時検査への協力</li> </ol>
社会福祉施設の 管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備及び避難訓練</li> <li>2 災害時における入所者の保護及び誘導</li> </ol>
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備及び避難訓練</li> <li>2 災害時における児童、生徒等の保護及び誘導</li> </ol>

## 6 自衛隊

自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災関係資料の基礎調査</li> <li>2 自衛隊災害派遣計画の作成</li> <li>3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練</li> <li>4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は災害復旧</li> <li>5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</li> <li>6 緊急時モニタリングへの支援</li> </ol>
-----	---

## 7 原子力施設に係る原子力事業者

原子力施設に係る 原子力事業者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 原子力事業者防災業務計画の作成</li><li>2 原子力防災組織の整備</li><li>3 原子力防災資機材の整備・維持</li><li>4 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理</li><li>5 防災上必要な社内教育及び訓練</li><li>6 環境放射線監視への協力</li><li>7 関係機関への通報連絡</li><li>8 原子力災害の発生又は拡大の防止措置</li><li>9 災害状況の把握及び報告</li><li>10 緊急時モニタリングの実施</li><li>11 汚染の除去</li><li>12 市及び関係機関が実施する原子力防災対策への協力</li><li>13 国(原子力規制委員会)からの放射線モニタリング資機材等の貸与等の要請に協力</li></ol>
--------------------	--